

2019年(令和元年)12月6日

指定介護予防支援事業者
 地域包括支援センター
 指定居宅介護支援事業者 様

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託・受託要件の緩和について

日頃から、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、指定介護予防支援の業務の一部を委託することができる事業者については、介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であることと定められていることを受け、本市では、①県及び指定都市実施の「介護予防支援従事者研修」(県研修は平成23年3月で終了。)又は、②「平成18年度以降実施されている介護支援専門員実務研修における介護予防支援業務に関する研修」を修了した介護支援専門員が従事している指定居宅介護支援事業所であることを要件としているところです。

しかし、②の介護予防支援従事者研修について現在実施している自治体が少数であり、現時点において①及び②のいずれも受講していない介護支援専門員しか所属していない指定居宅介護支援事業所が新たに受託要件を具備することが極めて困難である状況となっています。

このことから、改めて検討した結果、次のとおり、要件を緩和することといたしました。

なお、介護予防ケアマネジメントの一部委託についても、介護予防支援に準じて取り扱うこととしているため、同様の取り扱いとなります。

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託・受託要件

新(緩和後)	現行
<p>次のいずれかの介護支援専門員が従事している指定居宅介護支援事業所であること。</p> <p>① 県及び指定都市実施の「介護予防支援従事者研修」を修了した者。</p> <p>② 平成18年以降実施されている介護支援専門員実務研修における介護予防支援業務に関する研修を修了した者。</p> <p>③ <u>主任介護支援専門員研修を修了した者。</u></p> <p>④ <u>介護予防支援や介護予防ケアマネジメントに関して複数回の研修やグループワーク等を受講することにより、介護予防支援等の業務に関する知識及び能力を有すると市長が認める者。</u></p>	<p>次のいずれかの介護支援専門員が従事している指定居宅介護支援事業所であること。</p> <p>① 県及び指定都市実施の「介護予防支援従事者研修」を修了した者。</p> <p>② 平成18年以降実施されている介護支援専門員実務研修における介護予防支援業務に関する研修を修了した者。</p>

以上

(事務担当)

藤沢市 介護保険課(総務・給付担当) 電話 0466-50-3527(直通)
 地域包括ケアシステム推進室
 (福祉総合相談支援センター) 電話 0466-50-3523(直通)